

# 選挙管理委員会告示第一号

役員選任に関する規程第3条により、2026年6月執行の役員選挙（理事・監事）における、選挙すべき役員の数、制限連記投票の連記数、立候補の届出期間、投票期間、開票の日時・場所を下記の通り告示します。

今回の選挙人は、2025年12月までに本協会へ入会した会員で、年会費が納付済の会員。

被選挙人（立候補者）は、本協会に1年以上在籍している会員で、年会費が納付済の会員、また、一般社団法人日本音楽著作権協会の正会員に限ります。（規程第7条）

なお、定款第3章第10条（除名の該当条項）に抵触する場合は、選挙権も立候補資格もないものとします。

## 記

- 選挙すべき理事の数 15名
- 選挙すべき監事の数 2名
- 理事の制限連記投票の連記数 8名以内
- 監事の制限連記投票の連記数 2名以内
- 立候補の届出期間  
2026年2月12日(木)から3月6日(金)まで（6日必着）
- 投票用紙発送日  
2026年3月23日(月)
- 投票期間  
2026年3月31日(火)から4月13日(月)まで（13日の消印有効）
- 開票の日時・場所  
2026年4月22日(水) 午前10時より  
日本作詩家協会会議室

2026年1月14日

一般社団法人日本作詩家協会  
選挙管理委員会  
委員長 広瀬ゆたか



（「役員選任に関する規程」より抜粋）

### （理事数及び投票の連記数）

第12条 理事の選挙は、連記無記名投票により行い、理事数は15名以上20名以内とするが、その内2名以内は理事会の承認を得て会長が委嘱できる。

2 投票の連記数は、8名以内とする

### （監事数及び投票の連記数）

第13条 監事の選挙は、連記無記名投票より行い、監事数は3名以内とするが、その内1名は理事会の承認を得て会長が委嘱できる。

2 投票の連記数は、2名以内とする。